

平成30年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室

3. 出席委員(14人)

| | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|-----|--|
| 会長 | 1番 | 小林 | 功 | | | | |
| 会長職務代理者 | 14番 | 中澤 | 一博 | | | | |
| 委員 | 2番 | 小宮山 | 晃次 | 3番 | 春摘 | 要 | |
| | 4番 | 小川 | 啓介 | 5番 | 葉狩 | 健一 | |
| | 6番 | 福安 | 健 | 7番 | 國岡 | 美保子 | |
| | 8番 | 池本 | 英夫 | 9番 | 植木 | 克茂 | |
| | 10番 | 藤原 | 康生 | 11番 | 寺坂 | 富雄 | |
| | 12番 | 竹下 | るみ子 | 13番 | 山中 | 眞守 | |

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 15番 | 前川 | 義憲 | 16番 | 草刈 | 章博 |
| 17番 | 平尾 | 晴次 | 18番 | 西沖 | 和己 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農地の嵩上げ等事業の承認について

議案第3号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

| (開 会 午後2時03分) | |
|-----------------|--|
| 事務局長 | <p>ただ今から平成30年度第4回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。</p> |
| 会 長 | <p>皆さんこんにちは。先程来、土嚢袋配布で皆さんが行列に並ばれ、それぞれの集落に確保されたと見受けましたけれども、このたびの平成30年7月豪雨、これは平成になってから最悪の被害ではなかろうかと思っておるところでございます。取り分け今朝の新聞、テレビ等を見てまいりますと、14府県において134名の死亡が確認されております。亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げたいと思っておるところであります。未だ安否不明の方が86名ということでございますけれども、テレビを見てまいりますと、この確認が非常に難しいというふうに向っており、新聞に記載されておる人数というのは確たる数字ではなかろうかなと、テレビ、新聞等でも書いてあるようでございます。その中おかれましても、怪我をされた方については、一日も早い回復を願うところでもあります。取り分け智頭町におかれましては、一部農地が決壊、豪雨による堆積物等による耕作できない農地が一部発生しておるとおがっております。しかしながら隣の岡山県、広島県等々におきましては、非常に広島県は死者も多い。それから、農地もほとんど浸水して、今年度の農業農産物の収穫が危ぶまれておるということでもございます。なお、梅雨前線によって九州の方が豪雨でありながら、北海道の方が大変な豪雨であったということで、一部収穫の物もあれば、被害にあつて農作物に与える影響が大変大きなものでなかろうかなというふうに思っているところでもあります。</p> <p>本日の状況におきまして、昨日梅雨明けしたということで、これから天候が良くなってこようということでございますけれども、台風8号が沖縄近くを通過しており、これによってまた沖縄県が若干の被害を受けるのではなかろうかな。この台風の進路は中国の方へ向かうとの予想が出ておりますが、近年、異常気象といいますか、今までのような流れではない気象状況が発生してきておるということでございますので、我々農業委員会といたしましても、農地の保全確保あるいは農地の最適化利用ということも踏まえまして、農家の皆さんが山間地に合った農業の取り組みの中で、最小限の被害の中で、農家の自立を図っていただけるような環境づくりが必要ではなかろうかなというふうに思っておるところであります。</p> <p>本日の総会議案につきましては、4条案件ほか審議上程を致して下りますので、十分審議していただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の決定について。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、11番 寺坂富雄委員、12番 竹下るみ子委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>事務局より議案の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。申請地の所在ですが、坂原字宮ノ下328番3、地目は畑で面積が99㎡です。申請人は●●●●さん。この方は昨年7月に亡くなっておられまして、相続人が奥さんと子どもさん二人おられまして、そのうち長男の●●●●さんが代表して申請されたものでございます。転用目的は墓地です。転用理由としては「他の場所にある既存墓地の後ろの山が崩れてきているため移転する。」ということです。</p> <p>事務局の方で申請書類を確認した結果について報告をいたします。農地の区分としては、小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地となります。許可の根拠としては、他に変わる土地がないということでございます。資力及び信用につきましては、通帳の写し等により確認をいたしました。また、規模の妥当性についてですが、墓地として99㎡というのはかなり広い面積ではありますけれども、後で図面の方で説明しますが法面がかなりありまして、実際使われるのはこの半分程度になろうかと思うところでございます。そういうことで、妥当であると判断いたしました。周辺農地につきましては、隣接する農地がございませんので、影響はないと考えております。被害防除につきましても速やかに対処するといういなことで問題ないと考えておるものでございます。</p> <p>それでは、お手元の申請位置図によりまして場所等の説明をさせていただきます。1ページのところですけれども、林道箆山線を入れていったところの右側の農地でございます。この図面の黄色く示した下の部分に●●さんの家があります。2ページのところに切り図がございますけれども、黄色で塗りつぶした328-3が申請地となります。左上の地区外というところはほ場整備の区域内でございます。3ページに転用事業計画書を載せております。真ん中あたりをご覧くださいますように、隣接は自分の家の宅地ですとか道路、林道等でございます。現況地目が畑となっている鳥取県のところは、実際は砂防工事がしてあるところですので。4ページで被害防除の計画書を載せておりますけれども、何かあれば下の方に書いてありますけれども、「すみやかに対処する」ということ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>でございます。5ページの写真ですけれども、これが現状でございます、見ていただきますように99㎡といいながら実際耕作されている面積はかなり少なく、法面が99㎡の内かなりをしめているということです。6ページのところで、左側が現在ある墓地の写真です。ご覧いただくとおり後ろ側がずってきそうなのというところで、今回移転を計画されたものであります。右側の上が現状写真で、下は墓を移転するとこのような形で、空いているところは植栽するという計画されておるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、智頭地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 10番 | <p>現地の確認に行ってみりました。実際、墓に行く道中、すごく道も狭くて、石段もコンクリのブロックで組んである状態でした。農地の方は、耕作されておりました。</p> <p>実際、大雨が降った後も行ってみたのですが、ここの墓に行くまでの、手前にある農地も土砂が流れ込んでいて、その道も崩れそうな感じで した。不安な状態でした。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2の議案第2号「農地の嵩上げ等事業の承認について」を議題とします。農地嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので、承認を求めるものであります。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは、議案書の2ページです。申請者は尾見64番地の●●●●相続人の●●●●さんです。申請地は尾見字上ミ倉皆地803番、畑で、147㎡です。用途は嵩上げで、理由としては「低地の為、隣接する水路まで嵩上げし、畑の</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>水捌けを良くする。」ということで、工事の予定期間が7月14日から7月の末日までを予定しておられます。</p> <p>位置の方ですけれども、申請位置図の7ページからになります。この場所は先月の農地パトロールで見に行っていたきましたところの、橋を渡って左側の方にもありましたけれども、その間の農地でございます。8ページのところに切り図がございます。前回見ていただきましたのが804番になりまして、その下の803番が今回の申請地でございます。9ページに断面図を付けております。水路から下がっているということで、この部分を差の約30cmを嵩上げし、また畑として利用したいというものでございます。10ページ、前回見ていただきましたけれども、これが現状写真でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、山郷地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 5 番 | <p>8ページ、9ページの位置図ですが、797の辺りにも小屋が建っておると。車両があったり、804のところにも建設機械等を置いておられました。現在は取っ払ってあります。実は、昨日も改めて行きましたが、この辺もオーバーフローして木が散乱しておりました。この803と802の水路ですけれども、かなり水路が塞がっている状態です。803と804の間に言われるように段差があって、ここを均等にならせば使えるんですが、これまで建設機械を置いていた事実があるので、工事後の使用をよく見ないといけないかなと。本人には中々捕まらないので会っていないのですが、そんな状況なのです。</p> <p>ただ、このたびの豪雨による影響で、橋には木々が散乱しております。渡れないこともないのですが、申請された期間内に嵩上げが出来るのか難しいと思われれます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することにいたします。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>た。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>3件ありますので、番号順に従って1件ずつ審議したいと思います。</p> <p>それでは、はじめに番号1の説明を事務局に求めます。</p> <p>議案書3ページで説明いたします。番号1番です。申請者が南方380番地の●●●●さんで、建築物等設置者がKDDI株式会社となります。申請地は南方字猪ノ谷口716番1、田んぼで384㎡の内4㎡ということです。事由としては携帯電話の基地局となります。これは、先月説明させていただいたと思いますけれども、この案件につきましては、次の2番もそうですけれども、農地転用の手続きはされないということで、農振の除外だけされるということでございます。</p> <p>後で説明があろうかと思いますが、実はここにつきましては、現地の方で本当は工事に係る予定だったのですが、たまたま今回の豪雨で延びたということでございます。2番についても実は現地の方は工事に入っておるというようなことで、寺坂委員が「待った」を掛けられたのですが、県に確認しましたところ工事許可を出したということで、後処理になりますけれども、町が定める農業振興整備計画の変更を進めて事が終わるという説明でございました。</p> <p>今回それぞれの担当委員さんに調査をしていただきましたけれども、次回からは、この携帯基地局等につきましては事務局の方で現地確認等して処理を進めさせていただこうかと思っております。そう言いますのも、「確認に行ったら出来上がとった」ということがあり得ますので。今回につきましては…………。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>話の途中で腰を折って悪いが、「県の方が決定した」はいいが、それでは地元の農業委員会は何のためにあるのか。農振変更せずに…………。その農地のどの辺りに設置するのか、図面にきちんと表示してもらわなければ意味がない。設置するにも基準値があって申請される。県は一体何を考えているのか。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>図面的には表示されては無いのですが、14ページでは現場写真ではこの場所だと予想表示しておられます。今回は受け付けましたが、次回からは図面の方にも明確に示してもらおうよう…………。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本来なら分筆して、この位置にリピーターを設置するという明確な表示があってしかるべきだ。これでは本日の審議に結論が出せない。こんなことでいいのか。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>担当課に確認したいと思います。少々お時間いただけないでしょうか。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>それでは、暫時休憩します。</p> <p>(休憩 午後 2 時 2 7 分)</p> <p>(再開 午後 2 時 3 3 分)</p> |
| 議 長 | 再開します。補足説明を事務局に求めます。 |
| 事務局長 | <p>そもそも、農業振興地域の整備計画というものがあまして、その中に「守るべき農地」として農用地区域があり、番地を一覧にしたものが農業振興整備計画になります。ここから除外の手続きが終わったとき、今のところ分筆までする計画はないそうです。計画書には、除外する面積だけを引いた面積が記載されると。また、担当の山村再生課には位置が分かる図面を備えておいて、この部分を除外したということにするそうです。</p> <p>そうすると、そもそもその図面がありませんので、事務局のチェックミスということになりますので、次回の総会には明確に示した資料をお配りしたいと思います。</p> |
| 議 長 | <p>本来なら枝番を付けて分筆すべきだ。過去やっている。何故、今回はしなくて良いのかと聞いている。山村再生課がこれを受けたときに、何で農業委員会に相談しなかったのか。工事に掛かっているようなものを、何で今日の会議にかけるのか。</p> |
| 事務局長 | その件は、県の方が許可を出し……。 |
| 議 長 | 県はどこが許可を出したのか。 |
| 事務局長 | 東部農林ですけども……。 |
| 議 長 | <p>東部農林は農地の関係で農業会議にも相談しなくて良いのか、各市町村の農業委員会にも相談しなくて良いのか。県の職権で全部やれるのか。県がすることは何でも通るといふ捉え方でいいのか。その辺りの対応は、山村再生課の詰めはどうなのか。それでも良いというなら、総会に掛ける必要もない。審議の必要がない。</p> <p>今度の農業会議にはひとこと言う。この件については、常設審議委員会で厳しく問い質す、県に。</p> |
| 事務局長 | 農地法の……。 |
| 議 長 | だったら農業委員会の審議は何のためにするのか。 |

| | |
|-------|---|
| 事務局長 | 農業委員会は町が定める……。 |
| 議 長 | <p>県が許可したものに農業委員会が駄目だと意見したら、県はどうするのか。何のための農業委員会の職務があるのか。農地法に基づいて我々はやっている。良いのかそれで。</p> <p>(「その件は、調査してから回答してはどうか。」という者の声あり)</p> |
| 議 長 | 山村再生課がどのような手続きで今日の結果を生んだかということを確認しているだけだ。工事をするとやっているのに、きょう先送りしてどうするのか。良いのかそれで。 |
| 1 4 番 | 町の担当者がここで納得いく答弁をしてくれれば良いだけのことだ。 |
| 議 長 | 町の担当者を出席させなさい。 |
| 事務局長 | 言われることは分かります。議案として上程すれば断りようがない。 |
| 議 長 | 県が先に許可をしたものに、何で意見決定を求めるのかと言っている。何のための委員会組織運営なのか。農地法に沿って行っているにもかかわらずにだ。 |
| 1 3 番 | 保留にして、分筆資料を出してもらい、それからにすれば。今日のところは保留だと言えば良い。工事をするからと言っても放っておけば良い。担当者がどういった経緯、認識でしたかなんて関係ない。 |
| 議 長 | 事務局、山村再生課に「この位置だ」という設置図面の資料があるのなら、確認してきなさい。 |
| 事務局長 | 実はなかったのです。 |
| 議 長 | 不備の書類を簡単に受理して許可し、農業委員会に意見決定を求めるのか。 |
| 事務局長 | 県の方にはどういった図面資料が出されていたのか、もう一回確認してきます。 |
| 議 長 | それでは、暫時休憩します。 |
| | (休 憩 2 時 4 2 分) |
| | (再 開 2 時 5 3 分) |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>再開します。</p> <p>議案第3号の番号1及び番号2については、担当課と県との書類確認が取れるまで審議を保留し、3番に移りたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし。」の声あり）</p> |
| 議 長 | <p>それでは議案第3号、番号3について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは3番です。申請者が三田19番地2の●●●●さんです。建築物等設置者は同じく19番地2、お孫さんに当たられますけれども、●●●●さんと●さんの共有でございます。申請地は三田字下モ田19番1、田んぼで、1,833㎡の内488.48㎡ということで、ここにそのお孫さんの住居を建てられるということでございます。</p> <p>申請位置図の方ご覧ください。19ページになります。久志谷の集落内で、黄色い部分が申請地でございます。ここについては分筆が間に合いませんでしたのは、道が両側にあり、その部分が都市計画内の農地でございます、いわゆる町道等に接していないといけないということの確認が、県とのやり取りの中で遅れてしまったためです。今回の農振のところでは、このような形で出てきて、この後9月か10月になろうかと思いますが、農地転用までには分筆されて申請をされてくる予定の案件です。20ページ、21ページの黄色い部分が申請地です。これがなかなか現状と合わない部分もございますけれども、21ページの図面で見ますと、不整形な形ではありますが、黄色い部分の左側の上部分を分筆されて、その位置に新しくお孫さんの住宅を建てられるということでございます。それで22ページが現状の写真となります。少々見にくいですが、かなり広い農地の中にビニールハウスがあったり、畑として使っておられるということです。登記簿上の地目は田んぼでございますが、現状がこのようになっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、智頭地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 7 番 | <p>7月5日に●●●●さん、申請者の息子さんとお会いしてお話をしました。それというのも、申請者の●●●●さんは高齢であり、若干耳が遠く、話をしても何を話しているのか分からないような状態になってきているということで、息子さんの●●さんと会って話をしました。</p> <p>現状は自宅の裏になります。21ページの図を見てもらい、現在黄色い部分が田んぼとなっておりますが、現在はNG程度の田んぼで、出っ張りのところがビニールハウスが建っていたところになり、現在とこの図とはかなり違ってきております。●●さんは元気な頃にはここで育苗の仕事をしておられて、頼ま</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>れて苗を作っていたということで、ビニールハウスになったりして、若干向きと図が変わっております。自分が高齢になったがためと、●●さんとも話をし、これ以上農地があっても、自分たちはもうようせんということで、ここを選んだということと、人の土地を買って費用を上げてするより、家の土地でいわゆるスープの冷めない距離ということで建てたいということになっております。</p> <p>ですから、若干図と潰される土地とは違いますけど、残る部分の田んぼは田んぼとして作りたいということで、1,800の内488ということになっております。そういうことでよろしくお願ひしますということでした。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に一点お聞きしたいが、住宅を建てるときには見取り図、平面図、立面図等々全部必要ですが、その点はどう確認されましたか。</p> |
| 7 番 | <p>建てたいというところの土地に面した道路が、未だ農道だそうです。これが本当に町道になるかどうかでないと話も進まないということです。</p> |
| 議 長 | <p>それでは本日の協議にはならないのではないのか、はっきり言って。</p> |
| 事務局長 | <p>今回の申請にあたりましては、平面図、立面図等はございます。資金の関係についても銀行とも相談されているのですが、今回は農振の除外の段階ですので、その見込みが立ってから農地法第5条の申請が出てくることとなりますが、それまでには書類を全て整えられて申請されるということの確認はしております。けれども現時点では、先ほど國岡委員の報告にもありました道路の関係もありますので、農振の除外が認められて許可が間違いないということにならないと、金融機関も資金証明を出してくれないということがあります。これが通りますと2ヶ月、3ヶ月掛かりますけれども、今度は農地転用の申請をされるまでには、それらの書類は全て整えられて提出されると。</p> |
| 議 長 | <p>向こうの許可が上手くいかない場合、農振は除外したが、その後の対応はどうするのか。まずは農道が公共道路に変更されないといけないのでは。</p> |
| 事務局長 | <p>その辺りの調整も現在進んでおります。図面の21ページでいきますと申請地の下側が町道、上側が農道になります。幅員もほぼ図面通りということです。いま県と協議して、都市計画の関係で農道を町道と見なせるかどうかという確認をさせていただいているところです。それはほぼ大丈夫だろうということがあったもので、町としてもそれならと農振の除外申請を受け付け、農業委員会の方にも意見聴取を求められたと。</p> |
| 議 長 | <p>これは大きな問題だ。基盤整備のところが多すぎる。この問題で町道に値</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>すると言われれば、ほとんどの農道が町道に編入することになるのではないのか。</p> |
| 事務局長 | <p>町道に編入ということではなくて、見なされるかどうか。道路の幅員だけでなく、下水の排管とか、水道の配管とか、その道路にどんな物が通っているかなどということで農道の機能だけではないということを総合的に判断した上で、結果的に県が「見なされる」と判断されるということです。</p> <p>この問題があったので、本来なら先月にでも掛けたかったようですが、県の判断を待って、1ヶ月遅らせて今回の申請となったと。</p> |
| 議 長 | <p>県の判断はどうだったのか。</p> |
| 事務局長 | <p>「町道と見なせる」という判断だったのではと思います。</p> <p>で、先ほど結果的に出来ないといった事態が発生した場合どうなるのかという問題ですが、いまの予定では、農業委員会の意見聴取を経て、県に対して町が整備計画の事前変更の協議を求めます。県からの許可が来てから30日間の告示期間と15日間の異議申立期間をもって初めて農振の除外が完了し、同時進行で農地法の方の手続きをしてもらうのです。</p> <p>ですので、農地法の申請をしてもらう頃には、本当に資金証明が取れるのか、本当に家を建てられる状況にあるのかは審査できる状況にあると思います。その段階で書類を審査し難しいとなれば、町は農振除外の手続きを取りやめることは可能です。</p> |
| 議 長 | <p>理解できないところがある。</p> |
| 事務局長 | <p>農振除外の基準は農地法とは若干違うということです。農地法は確実性、実効性を確認するために資金証明等の資料を求めますが、農振除外の場合はまだ求めない。農地法の申請と農振除外申請が同時進行の案件の場合、農地法では難しいと思われる案件であれば、町側に伝え、町は農振除外の申請はしないということになります。</p> |
| 13番 | <p>農振除外の申請だ。図面上こういう格好で利用しますということであれば、それで良いのでは。最終的には分筆されるだろうが、その頃には正式な書類が揃うだろう。この段階では問題ないのではないか。</p> |
| 議 長 | <p>一旦休憩に入ります。暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(休憩 午後3時18分)</p> <p style="text-align: center;">(再開 午後3時30分)</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 再開します。 ただいまお手元にお配りしました追加資料について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局長 | それでは申請位置図の20ページの公図の写しと、お配りしました測量図をご覧ください。今回除外申請されるのは、黄色く示した申請地の真ん中部分ということになります。追加資料に「倉庫」という表示がありますが、これは無断転用になっております。こちらの方は今後「指導」として、所有者の方にさせていただきます。 |
| 議 長 | それでは質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) |
| 議 長 | よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号の3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 議 長 | 全員賛成ですので、議案第3号3番は原案のとおり承認することにいたしました。 1番、2番の審議が残っておりますが、町と県との調整が済んでおりませんので次に進みたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし。」の声あり) |
| 議 長 | それでは、異議なしと認め、次に進みたいと思います。 日程第3、報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について」を議題とします。 事務局の説明の説明を求めます。 |
| 事務局長 | 本日の開会前に、申請位置図の智頭町全図の差し替えを事前にお配りしております。この中で追加しましたのが、図面の右側にあります「報告第1号-2、3、4」であります。 公共事業に伴って一時転用される場合、以前は農業委員会に諮っていたのですが、期間や事務の簡素化を図るために、今は県からの報告によって一時転用を認めております。今までは担当委員の方に書類のコピーをお渡しして済ませておりましたが、他の委員の方がその場所に行かれることもあろうかということで、口頭ではありますが報告をさせていただきたいと思います。 |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>先ず、報告第1号の1ですが、口波多地内で谷口工務店さんが工事されております案件です。追加しました報告第1号の2、3、4というのは板井原に上がります林道の途中に、これも同じく谷口工務店さんが工事されております案件です。詳細につきましては、担当委員の方のみに資料をお渡ししております。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。この案件は事務局からの報告のみとなります。ご承知おき下さい。</p> <p>それでは、議案第3号の2件について、調整がまだですので、事務報告を先に済ませたいと思います。それでは事務局より報告させます。</p> |
| 事務局長 | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 平成30年6月合同農地パトロール実施箇所の顛末について 2) 2018年農業委員会活動記録セット(配布)について 3) 農業者年金パンフレット(配布)について 4) 平成30年度先進地視察研修について 5) 鳥取県農業委員会女性協議会研修会の参加について 6) 「これからの農村環境を考える集落座談会」について 7) 平成30年7月豪雨に係る緊急災害対応事業費補助金について |
| 議 長 | <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(休憩 4時04分)</p> <p style="text-align: center;">(再開 4時06分)</p> |
| 議 長 | <p>再開します。</p> <p>議案第3号の1番と2番の農振除外についてですが、未だ調整が出来ていないようです。本日は審議保留とするか、除外する位置は次回の報告として審議するか、如何いたしましょうか。</p> |
| 1 4 番 | <p>今までが全てどうだったかどうか記憶がないが、位置については次回の報告でも良いのではないか。</p> |
| 議 長 | <p>お諮りします。農振除外の1番、2番については、位置の確定する資料は次回の総会での事後報告とし審議することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし。」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認め、位置については次回総会での事後報告とします。</p> <p>それでは1番について、地区担当委員より報告をお願いします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 7 番 | <p>南方です。この場所は先月、藤原委員に見に行っていた牛舎の前にあたります。その前の年に見て廻った時は、雑草にしか見えませんでした。家の方は、「あそこにはウドが植わっていて、ウド畑になっています。」ということだそうです。ただ、そこのお宅も、本人は歳もって畑も大変だし、跡継ぎの者も続けてくれるか分からないという状態です。アンテナが建てば、奥の人にとってちょっとでも良いのではということをおっしゃいました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>1 番の説明が終わりました。</p> <p>次に、2 番について、地区担当委員より報告をお願いします。</p> |
| 1 1 番 | <p>申請者の●●さんというのは不在地主でして、農地は中山間で管理されておられると。で、中山間の代表者に立ち会っていただき、7月1日に見に行きました。「電柱が建てば、草刈りがかなわんなあ。」と言いながら、道端でもあるし別に問題なかろうということでありました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第3号の1番と2番は原案のとおり承認することに決定いたしました。場所につきましては、次回総会での事務報告といたします。</p> <p>本日は、長時間にわたりご審議いただきました。</p> <p>以上をもちまして、智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後4時16分)</p> |

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年7月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子